

国自安第251号  
平成28年2月17日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて

今般、事業用自動車事故調査委員会が下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

今後、同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、運送事業者等の関係者において積極的に取り組まれるよう貴協会傘下会員に対し周知方お願い致します。

記

- ・別添1〔重要調査対象事故〕  
大型トラックの追突事故（静岡県浜松市）
- ・別添2〔重要調査対象事故〕  
タンク車の追突事故（愛知県犬山市）



〔重要調査対象事故〕

大型トラックの追突事故(静岡県浜松市)

1. 概要

平成26年10月22日17時50分頃、静岡県浜松市の新東名高速道路引佐連絡路上り富幕山トンネル内において、大型トラックが片側2車線の第1通行帯を走行中、前方の同通行帯に渋滞で停止していた別の大型トラックに追突したことを発端として、合計4台の車両が関係する多重追突事故が発生した。

この事故により、追突した大型トラックの運転者が重傷を負い、追突された大型トラック及び糖液運搬専用タンク車の運転者が軽傷を負った。

事故は、追突された大型トラックが押し出され、前方で停止していた同タンク車に追突し、さらに同タンク車が、前方で停止していた貸切バスに追突したことで発生した。

2. 原因

事故は、大型トラックの運転者が渋滞情報を得るためラジオを操作し、脇見運転したことにより、渋滞のため停止していた別の大型トラックに気付くのが遅れたことに加え、制限速度80km/h を超える91km/h で走行していたことが重なったため、ブレーキによる制動が間に合わず、別の大型トラックに追突したことで起きたと考えられる。

また、当該事業者において、同運転者の適性診断結果として指摘されていた運転特性に対する指導が不十分であったことなど、同運転者の安全運転に関する意識の徹底が図れなかったことも、結果として事故につながった可能性が考えられる。

3. 再発防止策

事業者の運行管理に係る対策として提言のあった主な再発防止策は、次のとおりです。

(1) 運行管理に係る法令遵守の徹底（運転者の乗務管理と点呼の実施等）

- ・事業者は、運転者の勤務状況を把握し、改善基準告示に定める1日の拘束時間の限度を超過しないよう運転者の乗務管理を行う必要がある。

- ・事業者は、運転者に対して点呼を確実に実施するとともに、高速道路の集中工事による渋滞が予測される場合には、電光掲示板等の交通情報に注意して運転するよう指示することが必要である。
- ・事業者は、運転者に対し適性診断を受診させるだけでなく、その診断結果において、運転に当たっての注意点を指摘された運転者に対しては、指摘事項を日常的に自覚させ、改善するよう指導する必要がある。

## (2) 運転者教育の充実（脇見運転の危険性など、安全運転の指導等）

事業者は、運転者に対して、事故事例を用いるなどして脇見運転の危険性を理解させるとともに、制限速度を遵守するよう指導を行うことが必要である。

〔重要調査対象事故〕

タンク車の追突事故(愛知県犬山市)

1. 概要

平成26年11月27日12時40分頃、愛知県犬山市の国道41号線において、ガソリン等16,000リットルを積載したタンク車が走行中、交差点手前において赤信号で停止しようとして減速していた乗用車に追突したことを発端として、合計9台の車両が関係する多重追突事故が発生した。

この事故により、関係した車両の運転者6名及び同乗者3名の合計9名が軽傷を負った。

事故は、タンク車が片側2車線の第2通行帯を走行中、前方の赤信号で停止しようとしていた乗用車に気づき、衝突を回避しようとしてハンドルを左に切ったところ、乗用車の左後部に追突し、さらに、左前方に停止していた大型トラックの右後部に追突したことで発生した。これにより、タンク車のタンクが損傷し、積載していたハイオクガソリン2,000リットル及びレギュラーガソリン4,000リットルが路上に漏洩した。

2. 原因

事故は、タンク車の運転者が、前日までの疲労と睡眠不足で集中力が低下している状態において、休憩場所を探しつつ走行していたことにより、赤信号で停止しようとして減速していた乗用車に気付くのが遅れ、追突したことで発生したと考えられる。

当該事業者においては、同運転者に対する適性診断結果は指摘事項を伝えるのみであり、同運転者への安全運転に関する具体的な指導・教育が不十分であったこと、さらに、同運転者は睡眠不足で疲労が残っていたことを申告しなかったため、当該運行管理者が、同運転者の点呼の際に睡眠不足や疲労の状態を把握できていないまま運行の可否を決定していたことも、結果として事故につながった可能性が考えられる。

### 3. 再発防止策

事業者の運行管理に係る対策として提言のあった主な再発防止策は、次のとおりです。

#### (1) 運行管理に係る法令遵守の徹底（運転者の健康状態の把握と適性診断の効果的な活用等）

運行管理者は、運転者に輸送の安全を委ねていることを認識し、事故防止を図る上で点呼において、運転者の睡眠不足や疲労について確実に報告させることで、健康状態を把握し、安全な運転が可能か否かを判断することが重要である。

また、長距離の運転をしなければならない場合では、運行経路上での休憩場所について適切な情報を運転者に提供することは疲労回復を促すのに有効な手段であると考えられる。

事業者は、運転者に対し適性診断を受診させるだけでなく、その診断結果において、運転に当たっての注意点を指摘された運転者に対しては、その結果（注意点）を的確に伝達するとともに、このことを日常的に自覚させ、改善に努める安全運転を心がけるよう個別に指導を行う必要がある。

#### (2) 運転者教育の充実（運転者に配慮した職場環境の整備等）

運転者が疲労を自覚したまま運転することは事故を起こす危険性が高いことから、事業者は、運転者に対して休息期間において疲労を十分回復するように努めることを指導する必要がある。また、運転者が点呼において疲労状態を報告しやすいように職場環境を整備する必要がある。